

# 総務文教委員会記録

[第2日目]

1 日 時 令和4年3月18日（金曜日）

開 会	午前10時10分
休 憩	午前10時21分
再 開	午前10時30分
休 憩	午前10時30分
再 開	午前10時39分
休 憩	午前10時40分
再 開	午後 2時24分
休 憩	午後 3時26分
再 開	午後 4時17分
休 憩	午後 5時03分
再 開	午後 5時34分
閉 会	午後 5時51分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員 10人

委員長	高 田 真 里
副委員長	松 井 邦 人
委 員	織 田 伸 一
//	田 辺 裕 三
//	高 道 秋 彦

委 員	大 島 満
//	村 石 篤
//	佐 藤 則 寿
//	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

## 5 説明のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課長代理	船木 寛人

### 【監査委員事務局】

事務局長	関野 孝俊
参事（事務局次長）	長 康博

### 【選挙管理委員会事務局】

事務局長	岸 重臣
参事（事務局次長）	桜井 光王

## 【企画管理部】

部長	前田 一士
法務指導監	福島 武司
理事（企画管理部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当））	渡辺 康裕
部次長	森 俊彦
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	岡本 由紀恵
参事（企画調整課長）	刑部 博規
参事（職員課長）	鎌田 泰史
参事（ガラス美術館副館長）	土田 ルリ子
行政経営課長	山口 雅之
文書法務課長	本多 寛明
秘書課長	井村 孝志
広報課長	平井 聖子
情報統計課長	佐伯 誠司
文化国際課長	中山 武史
未来戦略室長	青山 哲也
職員研修所長	中川 美智留
ガラス美術館次長	豊島 栄治
富山外国語専門学校事務長	佐伯 緑子
富山ガラス造形研究所事務長	横越 純
公文書館長	木下 満
企画調整課主幹（調整担当）	岸 聡之

## 【教育委員会】

事務局長	金山 靖
理事（学校再編担当）	舟崎 文彦
理事（図書館長）	高嶋 善秀
事務局次長（総務・社会教育担当）	山本 貴俊
事務局次長（学校教育担当）	大久保 秀俊
民俗民芸村管理センター村長	澤 昌芳
科学博物館長	水高 清志
参事（学校再編推進課長）	関谷 雄一
参事（学校施設課長）	井上 剛秀
教育総務課長	石黒 健一
学校教育課長	竹脇 孝志
学校保健課長	宮前 仁
生涯学習課長	高橋 祐子
大沢野教育行政センター所長	片山 尚之
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	山田 学
婦中教育行政センター所長	山口 佳子
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	井村 寿恵
教育センター所長	川端 紀代美
市民学習センター次長	島崎 幸仁
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	大島 聡

## 【財務部】

部長	牧田 栄一
理事（財務部次長（税務担当））	奥沢 靖
部次長	清水 裕樹
税務事務所長	横井 浩伸
参事（財政課長）	古西 達也
参事（債権管理対策課長）	笠間 信行
参事（税務事務所税務課長）	加藤 康博
管財課長	若松 潤
契約課長	開発 則幸
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	追分 禎一郎
市民税課長	高場 英人
資産税課長	小川 徹雄
用地課長	守山 裕一
財政課主幹（調整担当）	瀬川 智行

## 【出納課】

会計管理者	古川 弘美
参事（出納課長）	浦田 純一

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	江部 なな恵
議事調査課会計年度任用職員	佐伯 瞳

## 7 会議の概要

委員長 総務文教委員会を開きます。  
これより、議会事務局所管分に入ります。  
まず、  
政務活動費に係る住民訴訟への対応について、  
当局から報告を求めます。

庶務課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 先日、本会議の一般質問で、藤井市長にこの判決を受けてどう対応されますかと質問したときには検討中であるというお答えでした。本年3月15日に控訴されたということですが、この控訴をすることに決定されたプロセスについてお聞かせください。

庶務課長 今回の判決につきましては、本年3月2日に言渡しがあったということでございます。  
その後、議会の定例会の中で一般質問があったということで、市長との協議がなかなか取れなかったということがございまして、一般質問が終了した後の3月14日に最終的に市

長協議を行いまして控訴という方針を決定したということでございます。

赤星委員

先ほど、判決の中で不服がある部分については、消滅時効が民法上の10年とされたことであると説明がありました。

ここで、民法上の10年の消滅時効と市が主張している地方自治法上の5年の消滅時効の違いについて説明をお願いします。

庶務課長

まず、消滅時効につきまして、地方自治法におきましても民法におきましても現在改正されておりますので、この裁判の当時の法律に基づいた解釈ということで御説明いたします。改正前の地方自治法第236条第1項におきまして、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行わないときは、時効により消滅する」と規定されておりますので、基本的には地方自治体が有する債権債務の時効は5年であると規定されているところであります。

一方で、今ほど申し上げた地方自治法第236条第1項の規定の中で、「他の法律に定めがあるものを除くほか」となっております。地方自治体が有する債権債務であっても、発

生原因が民事上の原因によるものにつきましては、民法の消滅時効が適用されるという関係になっております。

改正前の民法第167条第1項では「債権は、十年間行使しないときは、消滅する」と規定されておりますので、地方自治体が有する民事上の原因による債権債務については消滅時効が10年になると、こういう違いがあるということでございます。

赤星委員

民法上と地方自治法上の消滅時効について、もう1つ大きな違いがあるところがございます。民法上の時効の場合は時効の利益の放棄ができるというふうに民法第146条で定められているとお聞きしているのです。これは仮に当時の改正前民法で10年の時効が成立したとしても、お金を不当に、不正に受け取っていた側はそれを潔しとせず、これは本来返すべきお金なのだから、10年過ぎたけれども私は返しますよというふうに、時効によって得られる利益を放棄することができる、ここが一番のポイントではないかと私は思うのです。

地方自治法では、5年を過ぎたら返すことも求めることもできない、そういう大きな違いがありますよね。どうでしょう。

庶務課長 今ほどおっしゃいましたのは民法第146条ですか。

赤星委員 はい。

庶務課長 民法第146条は、「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない」という規定でございますので、おっしゃった根拠は少し違うのかなと。

おっしゃった趣旨から鑑みますと、民法第145条で時効の援用という規定がございます。

「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」という規定で、援用する必要がある消滅時効を当事者が主張しなければ時効が成立しないという趣旨なのですけれども、そのことをおっしゃっているのかなと思っております。

この援用につきましては、時効の利益を受ける方が援用することになります。今の裁判の構図で不当利得がどこにあるかのというと、裁判の中では補助参加人として参加している自由民主党に債務があるという形になっておりますので、援用するのは自由民主党ということになるかと思えます。

議会事務局長 この問題の大きなところは、不当利得返還請

求権が私債権なのか公債権なのかというところを争っています。

不当利得返還請求権というのは民法で規定されています。そのため私債権については、そのような権利が認められているというのが富山地方裁判所の考え方なのです。

ただ、今まで東京地方裁判所や和歌山地方裁判所などでも、消滅時効について争った裁判では5年であると。公法上の原因に基づいて交付した金員の返還を求めるというのは、これは公債権であるという判決なのです。したがって、私債権でしか不当利得返還請求権を認めないというのが富山地方裁判所の考え方なのだと思います。

ですが、公債権の中にも不当利得返還請求権はあるのだというのが今までの地方裁判所の考え方なのです。地方裁判所で判断が分かれたということなので、ひょっとしたら今後は富山地方裁判所の考え方がスタンダードになるのかもしれませんが、今の時点では、地方裁判所で判断が分かっている以上は、やはりここは高等裁判所でもう一度判断を聞きたいということで控訴したということでもあります。

赤星委員

原告が勝つと市にお金に戻る、被告の市長が勝つとお金に戻らないという性格の裁判であ

りまして、市民にとってはやっぱり税金を預かっていた市長にちゃんと市民の税金を守ってほしいと思う方が多いと思います。

ところで、もしも今回控訴せずに、この判決が確定した場合ですが、元金が140万8,000円余りですけれども、取り戻せる政務活動費と5年分の遅延損害金を合わせますと幾らになるのでしょうか。

庶務課長 仮にですけれども、第1審判決の主文のとおり請求額を計算した場合、今ほど言われました元金と遅延損害金を合計しますと、202万5,483円という金額になります。

赤星委員 今回着手金が32万3,400円ということですから、この裁判は1審と2審があります。そのときの費用を合わせると幾らになりますか。

庶務課長 1審につきましては平成30年4月に提訴され、その際に52万9,200円の着手金を支出しております。

今回の控訴に当たり支出する着手金は、先ほど申し上げた32万3,400円ということで、合計しますと85万2,600円になります。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、議会事務局所管分で、ただいまの報告  
以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を  
終了いたします。

午前 10 時 21 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 30 分 再開

委員長 総務文教委員会監査委員事務局所管分に入  
ります。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報  
告案件はありませんので、この際、何か質問  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管  
分を終了いたします。

午前 10 時 30 分    休憩

~~~~~

午前 10 時 39 分    再開

委員長            総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分  
に入ります。  
本委員会に付託された議案及び議決不要の報  
告案件はありませんので、この際、何か質問  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務  
局所管分を終了いたします。

午前 10 時 40 分    休憩

~~~~~

午後    2 時 24 分    再開

委員長            総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審  
査を行います。

議案第21号 富山市事務分掌条例の一部を  
改正する条例制定の件、

議案第22号 富山市個人情報保護条例の一  
部を改正する条例制定の件、

議案第23号 富山市職員の育児休業等に関  
する条例の一部を改正する条例制定の件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

行政経営課長 〔議案第21号について、  
議案概要書により説明〕

文書法務課長 〔議案第22号について、  
議案概要書により説明〕

職員課長 〔議案第23号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。

これより、議案第21号から議案第23号ま

で、以上3件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第21号から議案第23号まで、以上3件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終  
了いたします。

次に、

令和4年4月行政組織の一部改正について、  
第2次富山市公共施設マネジメントアクション  
プラン実行編の策定について、

富山市国土強靱化地域計画（第2期）の策定  
について、

富山市人材育成基本方針の改訂概要について、  
以上4件を一括して、順次、当局の報告を求  
めます。

行政経営課長 〔令和４年４月行政組織の一部改正について、第２次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編の策定について、議案説明資料及び委員会資料により説明〕

未来戦略室長 〔富山市国土強靱化地域計画（第２期）の策定について、委員会資料により説明〕

職員研修所長 〔富山市人材育成基本方針の改訂概要について、委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、まず、議案説明資料２１ページの令和４年４月行政組織の一部改正について、質問のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、委員会資料１ページの第２次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編の策定について、質問はありませんか。

村石委員 委員会資料２ページについて何点か教えてく

ださい。

2 ページの一番下の第2次アクションプランにおける小・中学校の取扱いについて、小・中学校については、対象外施設として取り扱うということが書いてあります。恐らくこれは、教育委員会の学校再編に影響を与えるからということで、このような形になったと思いますが、どうでしょうか。

行政経営課長 今ほど村石委員から御指摘のあったとおりで、教育委員会で今年2月に市立小・中学校再編計画を策定しておりますが、来年度から各地域で説明会をされると伺っておりますので、第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編の策定の現時点においては、方向性を示すのは適当ではないということで、今回対象外施設としたものでございます。

村石委員 そういう見方もできるとは思いますが、学校再編の影響があるので、令和4年度から令和8年度の方角性については未定だと思いますが、せめてポートフォリオ分析の偏差値までは、誰が考えてもこうなので、出してもよかったのではないかと思います。どうでしょうか。

行政経営課長 今御指摘のあった、ポートフォリオ分析に関連する偏差値は、今回の資料には載せていないのですが、実際に作成する冊子には、510施設全ての偏差値評価を一覧として記載する予定にしております。

村石委員 その冊子はいつ頃できるのでしょうか。

行政経営課長 今月中には各議員のほうにお届けする予定にしております。

村石委員 委員会資料4ページ、7番の施設類型別のポートフォリオ分析ということで、品質については、耐震性やバリアフリー化の状況というものは反映されて偏差値が求められているのでしょうか。

行政経営課長 こちらのほうで偏差値評価をしたものについては、あくまでも老朽化度のみで、バリアフリーなどといったものについては基本的には考慮してございません。

村石委員 他市のポートフォリオ分析を見てみると、耐震性やバリアフリー化の状況も考慮した上で、その施設の状況を把握するということが行われているのですけれども、こういうことは御

存じでしたか。

行政経営課長 今ほどおっしゃった件につきましては、幾つかの市でそういったものがあるということは私も承知しております。

本市の場合は、偏差値評価には考慮しておりませんが、昨年12月に改訂しました富山市公共施設等総合管理計画の中にユニバーサルデザイン化の方針というものを定めております。それに基づいて、順次ユニバーサルデザイン化を進めるということにしております。

村石委員 ぜひそれも考慮して示していただきたいと思います。

もう一つ、このポートフォリオ分析の施設分類についてですが、他の市では3つに分類されており、①行政事務系施設、②市民サービス系施設、③生活基盤系施設という具合になっています。

委員会資料の5ページから14ページで示されている表は、地域ごとに、ある程度固まったものにはなっていますが、この施設分類の欄を見てみると、読み手が今私が言ったような分類を全部できるわけではないのです。そういう意味では、もっと分かりやすく施設を分類したほうが良いと思うのですが、どうで

しょうか。

行政経営課長 すみません、この記載の仕方に少し問題があったのかもしれませんが、用途別分類につきまして、本市では10の分類で細かく分けております。大分類で10に分けており、さらに、中分類、小分類という形で、細かな分類方式を本市では行っておりますので、その辺りは工夫する形で表現していきたいなと考えております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、次に委員会資料16ページの富山市国土強靱化地域計画（第2期）の策定について、質問はありませんか。

村石委員 1点だけ確認です。委員会資料18ページの③の16の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」のところの2-4、避難生活における感染症の発生や健康状態の悪化について、どこかの市で、災害が起こったときに住民が避難したら、新型コロナウイルス感染防止のために定員が絞られていて、こ

ここでは受け入れられませんということが幾つかありました。

そういうことがないように考えるということも、この中に入っていると考えてよろしいのでしょうか。

未来戦略室長 その点につきましては、具体的な避難のときの対策になりまして、実際には地域防災計画になると思いますが一今、地域防災計画を改定しているようですが一感染症対策のためにホテルや旅館のようなところと提携を結びながら分散避難に努めるということをお願いしております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、次に委員会資料19ページの富山市人材育成基本方針の改訂概要について、質問はありませんか。

大島委員 さきの一般質問で十分質問できなくて、答弁を御用意いただいて大変申し訳なかったのですが、デジタル人材や設計、企画というのは花形の部門だと思うのですが、技術的な一特

に建築、土木の専門的な知識を持った方を育て、研修をしても、その方が部署を異動したら、また同じ専門部署に戻ってくるのかどうか分からないという状態では、せっかく育ててきた技術や能力が落ちてしまいます。組織的に技術者をきちっと育て、底上げをするというような大きな方針は、やはり富山市人材育成基本方針の中に盛り込んでおくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

職員研修所長 本会議の答弁でも申し上げましたが、確かに技術者の技術の継承、そして人材育成は、20年後、30年後の本市の事業の推進を考えても非常に重要なものであると考え、建設部におきましても様々なことを行っておられますが、職員研修所でも実施しております。富山市人材育成基本方針の中には記載はございませんが、具体的には、一級建築士を含め、技術職も事務職も、職員の人材育成のためには様々な自己啓発支援が必要だと考えておりますので、アクションプランの中にも自己啓発の支援を明記しているところでございます。

大島委員 自己啓発として職員自らがやるということは、もちろん大事ですけれども、組織的にそういう方々をきちっとサポートして育てていくと

いう観点が少し足りないのではないかという思いがありますので、よろしくお願いいたします。

村石委員

委員会資料の19ページをお願いします。

人材育成基本方針が16年ぶりに改訂されたということで、この改訂は本当に必要だったと思います。ただ、どこの組織であっても人材育成というのは一番難しい課題だと思っています。本当に一朝一夕でいかない、長期的に考えていかないといけない問題だと思います。

そこで、2の(2)に職員に求められる能力ということで①から③まで追加されました。これは資料に書いてあるとおりです。これを短い言葉で言うとしたら、今、非認知能力という言葉があります。まさに非認知能力を向上させることではないかと思っています。すなわち、やり切る力、自制心—自分を自ら制止する、協働性—みんなと一緒に、共に働いていく、こういう力を身につけることが能力を発達させることだと思うのですが、どうでしょうか。

職員研修所長

正直に申し上げて、改訂作業を一生懸命進める中では、頭の中に非認知能力といったもの

はなかったのですけれども、委員のお話をお伺いして、市民との協働を進める上でのコミュニケーションなど、いろいろな課題を解決する上での課題解決能力や探究心、チャレンジ精神などというものは、私も同じ思いで「めざすべき職員像」など様々な文言に盛り込んでおりますので、結果的に、目的としては共通するものがあると考えております。

村石委員

そういう考え方もあるということでぜひ理解していただきたいのと、非認知能力を高めるためには、個人の意識も大事ですけれども、人と人との関わりが大事だと言われています。基本的には職員の皆さんは本当によく勉強されていてコミュニケーションも上手だと思うのですけれども、一部の職員だけ能力が高いというよりも、それぞれの職員が少しずつ能力を高めていくということが必要なので、そういった意味では、職場の中でそれぞれの職員を温かく見守り、そして上下関係なく、お互いに励まし合ってそれぞれの能力を向上させていくことが必要だと思うのですが、どうでしょうか。

職員研修所長

今、委員がおっしゃったとおりなのですが、職員

研修所で行う研修ももちろん大事なものですけれども、実際に毎日働く職場において、人材は最も育成されるものであると考えております。

今現在も、先輩職員や所属長、その部の部長・次長も含めて、新規採用職員や異動してきたばかりで初めてその仕事をする職員に対して、職場における励ましや指導というものは行われております。

加えて、富山市職員OJT－オン・ザ・ジョブ・トレーニングマニュアルというものを職員ポータルに掲載しております。そこにも、ちょっとくじけているような励まし合おうとか、褒めたりすることも大事だよということは記載しておりますし、研修の中でも、部下の話を聞いたり、職員同士のコミュニケーションで課題を洗い出そうということは実践しております。これからも一人一人のスキルアップに向けて、風通しよく話し合える、励まし合って、何でも悩みを言える職場づくりというものに取り組みたいと思っております。

村石委員

最後にしますけれども、委員会資料24ページの4(2)進捗管理ということで、毎年度、個々の取組の進捗状況を確認し、必要に応じ

て内容やスケジュールの見直しを行うとあります。先ほどの説明にありましたように、職場環境、人事管理、職員研修など、1年間やってきたことを調査して、そして検証をして、次の政策に生かすこと、これは本当にきっちりやっていく必要があると思うのですが、どうでしょうか。

職員研修所長 おっしゃるとおりで、様々な研修をしていく上で成果などは把握して、次のアクションプランの改訂に向けて、進捗は毎年確認していくべきものだと考えております。

赤星委員 今回、前建設部長の逮捕という官製談合事件を受けまして、大変なことになりました。委員会資料の20ページですけれども、「めざすべき職員像」の最初に、倫理観と使命感のある職員ということで、ここが一番今注目されているところだろうと思います。そこで、今回の改訂に当たりまして、前建設部長逮捕の官製談合事件を受けて、さらに強化したところはあるのでしょうか。

職員研修所長 こちらの資料には記載しなかったのですが、人材育成基本方針には、管理監督者の取組姿勢という記載がございまして、そちら

のほうにも部下職員の模範となるよう自らを律するとともに、部下職員に対して、公務員倫理や法令遵守に係る周知・指導を徹底し、全体の奉仕者として自覚を促すということを記載しております。

また、職員が一人一人身分証明書を持っているのですけれども、その裏面に5つの「めざすべき職員像」のシールを貼る準備を進めております。身分証明書は毎日見るものなので、それを目にするすることで、5つの「めざすべき職員像」をどんどん浸透させてまいりたいと考えております。

赤星委員

部下職員にということですがけれども、今回逮捕されたのが部長ですよ。そうしたら、部長が部下である職員というのは限られていまして、それで十分なのかなと思うのですけれども。

5年前に議会のほうで一大不祥事がありました。職員の方も情報公開請求がされていることを議員に漏らしたり、またなぜか情報公開請求がされたということを別の部署から議会事務局に伝えていたり、それが映画「はりぼて」で全国に公開されて、富山市の格を下げるとなつたことにつながってしまったことがあったのです。どうしてそのときに、こうした

方針を見直さずにこれまでやってきたのかということを知りたいです。

職員研修所長 どうして見直さなかったのかというか、今回の見直しのきっかけでもあるのですけれども、今回コロナ禍ということがあって、職員は新型コロナウイルス感染症の対応—緊急でスピーディーで的確な対応を迫られる中で、少子・超高齢社会の到来や行政のデジタル化の推進など様々な大きな課題を同時に超えていかなければならない事態に今現在なっております。

そのような中で、先ほどの説明でも申し上げましたが、20年後、30年後、市民の皆さんに、安心して暮らせるな、富山市はいつもおしゃれでかっこいいな、やっぱり富山市に住みたいなと思っていただくためには、このタイミングで、職員の育成に向けてこの方針を改訂したいという思いで改訂したところでございます。

赤星委員 委員会資料の20ページの一冊下のところ、組織関係能力の説明で、風通しのよい職場、良好な職場環境をつくるとおっしゃいました。これは非常に大事なことだと思うのですけれども、談合につながったような、おかしいこ

とに対しておかしいと言える雰囲気というのはこれまではどうだったのか、こういったことをちゃんとと言えるようにしていきたいということなのかをお聞かせください。

職員研修所長 全部の職場を見たわけではないので、個人の範囲で、私の個人的な感想も入ったら申し訳ないのですが、今までいた職場の中では、上の立場の人がちょっと間違っただけをしそうだと思ったら、これはこうしたほうがいいのかなどといった部下からの提案もありましたし、上の方はもちろん豊かな経験や様々な知識をお持ちですので、こういう仕事はこういうやり方をしていたほうがいいのかということは、方針を改訂する前も当然あったのです。

けれども、官製談合事件もありましたので、どこの職場でもますます風通しのよい職場、良好な職場環境を意識してやっていくということが大事ではないかと思っております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外で何か質問はありませんか。

佐藤委員 大分時間も押していて恐縮ですが、1点だけ。ウクライナからの避難民の受入れについて、政府も積極的な推進をするという方向です。昨日、県においても県営住宅の活用という話がありましたけれども、本市としての取組は今後どう考えているのかお聞きします。

企画管理部長 連日、ロシアによるウクライナへの侵攻ということが報道されていて、目にするのも本当に痛々しい状況でございますが、今、佐藤委員がおっしゃいましたように、政府は積極的に受入れをします。難民認定はもちろんですけれども、その枠を超えて関係国からの避難民を積極的に受け入れるという方針がもう既に出ているわけでございます。

また、在留資格につきましても、これまでの3か月間の短期滞在から1年間の特定活動への変更ということで柔軟に対応するという方針が示されております。

実際にどこの自治体においても、やっぱり市町村にお住まいになるわけでありますので、本市におきましては、最終的には基礎自治体としてやるべきことをしっかりやっていかな

ければならないということは当然のことでありまして、何も高らかに受入れ表明しますなどということはないまでも、もう既にその整備を着々と進めているところでございます。

これは個人情報のこともございますので具体的に申し上げませんが、相談も実際にお受けしているところでございまして、県とも調整を図りながら、そしてまた市民課や保険年金課一医療関係、医療保険のこともございますし、それから当然市営住宅課では、今月に入りまして、もう既に実際に受け入れることを前提に、海外から入国されて富山市に居住したいということになれば、迅速に対応できるように準備を進めているところでございます。

一方で、また日本赤十字社等が支援活動を行っておりますので、本年3月8日から既に市役所の本庁舎、それから行政サービスセンターなどにおきまして募金箱を設置いたしまして、市民の方からのウクライナに対する支援をお受けする体制も取っているわけでございます。

何よりも本市におきましては、11年前に、東日本大震災でも被災された多くの方を東北地方から受け入れた、ある意味そういった経

験値もございますので、今後そういったことも生かしながら、いざいらっしゃった場合には迅速に対応できるように、さらに整備・体制を整えていきたいと考えております。

佐藤委員

もう既に対応を始めているということで安心しました。問合せが幾つかあったことも大体知っております。

あともう一つ、これはもっと先の話になるもので、恐縮ですが、就労先や就学先についてです。いろいろな部局を超えて、今まさに企画管理部長がおっしゃった覚悟で取り組んでいただけたらと思うのですが、そういった点も踏まえて、今後の一これは組織改正もありましたけれども一そういった体制のさらなる整備というか、体制について、再確認をしたいと思います。

企画管理部長

東日本大震災のときは受入れ相談対応ということで、企画管理部の中に窓口を設置いたしました。

そこまでの体制は今のところは考えておりませんが、実際に昨年末で富山市内にウクライナ国籍の方が8名いらっしゃるということでございます。その方の御家族、あるいはその友人などがもし知人などを頼って富山

に来られること—これは人数は分かりませんが、また政府がそれぞれ受入れの調整をされたことによって、場合によっては富山県にはもっと多くの方がいらっしゃる可能性もございますので、そういった体制を構築することも必要になってくるのかもしれませんが。いずれにいたしましても、今のところ関係課とはもう既にシミュレーションしながら迅速な対応ができるよう準備をしております。

例えばおっしゃったように、就学が必要なお子さんがいらっしゃるような場合も出てくると思いますので、さらに教育委員会やほかの担当課とも調整を進めていって、いざというときにはしっかり受入れ、人道支援ができるように体制の構築に努めていきたいと考えております。

佐藤委員      ありがとうございます。前のめりになる必要はないと思うのですが、ただ、戦後最悪の状況ということもあり得ますので、今、部長のお話を聞いて安心しました。またよろしく願いいたします。

村石委員      職員からパウハラを受けたということで相談を受けまして、何点か質問いたします。その方は、福島法務指導監に相談をしたとい

う話なのですけれども、福島法務指導監が法務指導監に就いて、これまで市の職員から法律的なことで相談を受けたというか、話をしに来た職員は何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

法務指導監 まず、私がどのような相談をどういう人から受けたのかについては、基本的に弁護士としての守秘義務に属すると思いますので、回答は控えさせていただきます。

村石委員 人数についてはよろしいのですけれども、福島法務指導監は職員の法律相談を受ける立場になくて、ほかの仕事をしているので、何でそういうところに行ったのかなと私は思ったのです。法務指導監は、基本的にはどのような仕事をしていらっしゃるのでしょうか。大きくていいです。

法務指導監 私は富山市という組織の常勤職員ですので、弁護士の場合は基本的に利益相反、受任の禁止という形で、利害対立がある双方から相談を受けることはできないというふうにされております。  
抽象的に申し上げれば、組織の利害と職員個人の利害が対立する場合、職員個人からの御

相談は基本的にお受けできないというお答えになることが一般的であろうかと考えております。

村石委員

分かりました。

そうしたら、職員課長にお尋ねするのですが、職員の中で自分がパワハラを受けているといったことがあるときは、どこへ相談すればいいのでしょうか。

職員課長

現在、パワハラを含めたハラスメント相談窓口を設置し、各部局等に計24名の職員を配置しております。そちらに相談いただく体制を取っておりますし、各任命権者の人事担当課のほうへ直接御相談いただいても、お話を聞くことはできるようにしております。

村石委員

24人とおっしゃったと思うのですが、結局それぞれの部局でまず話をすること、ある意味で、同じ部局だったら、上司と部下のような関係になるのですよね。そういうことを考えたら、そうではなくて第三者の機関に相談したほうが公平公正に判断できることになると思うのですが、どうでしょうか。

職員課長 今ほど申し上げた24人は、各部局に配置はしておりますけれども、自分の部局の相談員に相談せねばならぬという体制ではなくて、例えば顔を知っている方に相談されても結構ですし、全く部局外の方であっても何ら問題ないと。

相談員のほうで相談内容を踏まえて、さらに調査が必要だということであれば、所属する部局の任命権者のほうに情報を吸い上げるといふ仕組みにしています。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後 3時26分 休憩

~~~~~

午後 4時17分 再開

委員長 それでは、総務文教委員会を再開いたします。  
これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第24号 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

学校教育課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第24号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第24号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。よって、本案件は原案可決されました。

以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

富山市立小・中学校再編計画について、牛乳に起因する集団食中毒の対応について、以上2件を一括して、順次、当局の説明を求めます。

学校再編推進課長 〔富山市立小・中学校再編計画について、富山市立小・中学校再編計画により説明〕

学校保健課長 〔牛乳に起因する集団食中毒の対応について、委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明のうち、富山市立小・中学校再編計画について、何か質問はありませんか。

村石委員 たくさんあるのですけれども、大事なことを1点だけお伺いします。

富山市立小・中学校再編計画131ページの3の附帯意見の(4)保護者や地域の理解についてというところです。

「保護者や、これから保護者になる方、そして地域の理解を得るためには、統合する場合、

しない場合それぞれにおいて、教育上どのような配慮が必要となるのか、また、制約はなにかなどを示すことが肝要である」とありますが、まずは統合した場合はこうです、統合しない場合でもこのようなことで教育の質を高めていきます、というようなことを表すと考えてよろしいのでしょうか。

学校再編推進課長 おっしゃるとおりです。

村石委員 「その上で、丁寧な説明を行い、保護者等がどのように考えているのかを把握しながら、合意形成を図りたい」とも書いてあります。皆さん方は広島県福山市教育委員会を視察されたということですが、そこではパブリックコメントを実施して、そしてその内容について分類しているのです。意見の件数は141件ありまして、（ア）として、基本方針に反映または本文に追記等をしたものが20件、（イ）として、市の考え方を説明するもの113件、今後の施策の参考とするものが8件となっています。それで、答えているのです。パブリックコメントで意見があったことをまとめて、一人一人には答えていませんが、市の考え方を出しているのです。結局何が言いたいのかまとめますけれども、

皆さんが言うておられるように、アクティブラーニングー主体的に対話的に深く学ぶーということが教育委員会の考えですよね。だから、学校再編について、教育委員会は主体的にこれがいいのですよということを考えること自身はいいのですが、そのことを対話しないといけないのです。保護者や地域の皆さんと対話をしながら信頼関係をつくっていかなければならない。今のままではそういう関係になかなかならないと思うのです。たくさんパブリックコメントがあって、答えを出したのが4つですよね。そういったことから質問します。

これは事務局長に質問しますけれども、やはりパブリックコメントに対しては、もっと丁寧に回答を出した上で説明会に臨む必要があると思います。ぜひ答弁をお願いします。

教育委員会事務局長

これまでも答弁しているとおり、計画につきましては、パブリックコメントもそうなのですが、2年余りかけて、審議会などで手順を踏んで策定したものと思っております。最終的には教育委員会の会議で決定しました。パブリックコメントにつきましては、あくまで富山市立小・中学校再編計画を策定するために行っているものであります。それに対す

るいろいろな御意見、御要望などはありましたが、策定に当たって、多数の御意見・御要望を分類した中で、市はこういう考え方で策定したということをお答えしているつもりではございます。

村石委員

事務局長はそうおっしゃいますけれども、長野市では、パブリックコメントがあったら、市の考え方をちゃんと答えて出しています。先ほど赤星委員も言われたように、本当にいろいろなパブリックコメントがあったけれども、何ら市の考え方が示されていない。概略としては4つのことが書いてありますけれども、パブリックコメントに対してもっと丁寧にしっかりと市の考え方を示さないと、説明会に行っても信頼関係が得られないと思います。本当にもう1回考えてください。

教育委員会事務局長

富山市立小・中学校再編計画を策定するに当たってのパブリックコメントということで、件数は554件とかなり多いのですが、ほぼ同様の、まとめられる意見を集約したものでお示ししているつもりです。もっと言いますと、個別の状況が書いてあるパブリックコメントもたくさんあるのですが、具体的には賛成とも取れる御意見も、反対と

も取れる御意見も、これは聞いてみないとどうなのかという御意見もございます。

審議会でも附帯意見にございましたように、そういったものを踏まえながらパブリックコメントも審議会ですら十分協議されているのですが、その中でも重要といたしますかー内容がかぶっているものもたくさんありますのでーそれを4つの概要としてまとめさせていただきまして、市の考え方についてはこちらに記載したつもりではございます。富山市立小・中学校再編計画の122ページに、パブリックコメントも踏まえてこれから地域に入っていくということをお示ししています。

もう1つ言いますと、議会答弁でも言いましたが、この地域で十分に地域が納得し、意見を交換して、この地域のどこの学校を再編するのかということをやっていく手法ではございません。富山市の大きな地域でたくさんの学校がある中で、一定の尺度を持って合理的な適正規模に向けた案としてお示しした上で、これをたたき台としてスタートし、そこから個別の状況を勘案していこうという手法を取っているのをご理解いただきたいと思います。

村石委員

これで最後にしますけれども、市のパブリッ

クコメントの要綱の中で、パブリックコメントや審議会の答申を踏まえた上で計画を策定するとなっているのです。この4つだけでは踏まえたということにならないのではないですか。

学校再編推進課長

市のパブリックコメントのフロー図があるのですけれども、その前に審議会がある場合には努力義務規定ということで情報提供するという形になっております。

今回は審議会と同時並行で議論をしておりましたので、どうしても1か月間、審議の過程においてパブリックコメントを反映する期間がなかったかもしれませんが、第4回の審議会ですべてのパブリックコメントを各委員の方にお渡しして、全部お読みくださいとお願いしました。

第5回、第6回の審議会においても、振り返りの中においてパブリックコメントを引用された委員の方もおられますし、ここにはこういう意見がありますけれどもどうなのですかということ審議会の中で十分審議していただいたとっております。その答申を受けてつくった再編計画になりますので、パブリックコメントの中の意見についてもこの計画に反映されていると考えておりますし、先ほど

事務局長が言いましたように、あくまで4月からこの計画をたたき台としてスタートして、地域の方や保護者の方と一緒にお話をしていきたいと考えております。

赤星委員

小規模特認校のことについてお伺いしたいのですが、富山市立小・中学校再編計画の18ページに小見小学校、朝日小学校のことが書いてあります。

上の文章の最後の3行ですけれども、「小規模校の特性を生かし、地域との交流や自然体験活動などの特色ある教育を行っています」とあります。私と吉田議員で婦中の朝日小学校区に行ってまいりました。それで、地元の方のお話を1時間以上お聞きしてきたのですけれども、ここに書いてある以上に、英語科教育のことや地域の方々とはんぼで一緒に田植をして、モチ米ですから餅つきもして、子どもたちも喜んでいたですとか、体育協会からスポーツの指導員を呼んで、走り方や投げ方を教えてもらったりとか、本当に地域で盛り上げていこうと、応援会まで作って、チラシも作って、校区外からも来てくださいと、本当にみんなで頑張っておられて、まさにコミュニティ・スクールだと思っております。ところが、こういう学校が再編の対象に挙げ

られて、これが妥当ということですが、本当に妥当だと思いますか。私は全く妥当ではないと思うのです。

地元の方もせっかく教育委員会と相談して小規模特認校としてスタートしたのに、途上なのですよ、まだ5年なのですよと、本当に怒っておられました。

再編について、審議会が妥当とおっしゃいましたけれども、教育委員会も妥当と思っているのですか。

教育委員会事務局理事

これまでも繰り返し申し上げているのですけれども、この再編計画は、来年すぐになどということを行っているものではございません。少子化がこの後さらに進行していくということを非常に憂えているわけであります。

その中で、5年後、10年後、15年後を見据えて議論をさせてくださいということを申し上げている、そういった計画でございます。地域の皆様のこれまでの御努力は私どももよく存じ上げておりますし、そこはリスペクトをしているところでございますけれども、15年後には子どもたちの数は市域全体で非常に少なくなっていくといったことを情報共有、情報交換しながら議論を進めていくというスタートラインに立ちたいということでございます。

ますので、御理解をいただきたいと思えます。

赤星委員

子どもたちの数は市全体では減りますけれども、小規模特認校は増えるところなのです。人口も増やす努力を行っているところに、学校をなくす案を出して妥当と言われても、これでは住民の方々と本当の信頼関係は築けないと思えます。

教育委員会事務局長

今ほど理事からもありましたが、すぐに再編していくというわけではありません。  
あと、小規模特認校の目的には学校規模の適正化というものが第1にあり、小規模校における教育活動の活性化ということがあります。計画という名のたたき台なのですが、市全体として、一定の尺度で学校の適正化を進めるに当たっては、小規模特認校として地域が取り組んでいることは重々承知しておりますが、そういったものを外すということではなくて、適正規模をまず出そうという趣旨です。特に朝日小学校につきましては、来年度から複式学級が解消されるというふうにこちらでも認識しているところでありますので、何度も言いますが、これができたらすぐにやってくれというスタンスで臨むわけではありません。  
あと、先ほど、この再編計画と一緒に発展、

深化をさせるような説明もいたしましたが、多様な学びの場をつくっていくことも同時に考えていく必要があるということで計画に盛り込んでおります。こちらの対象校につきまして、もし再編統合の案にならないと決まった場合でも今後どうしていくのか、そして小規模特認校についても今後どうしていくのかということも考えていくという計画にしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

赤星委員

学校規模の適正化とおっしゃいますけれども、地域の特性などただし書があるわけですよ。だから、それを機械的に当てはめては絶対にいけないと再度申し上げたいと思っております。それで、お伺いしたいのは別のことなのですが、富山市立小・中学校再編計画の16ページにスクールバスのことが載っています。もし再編をした場合に、子どもの通学の負担を減らすということですが、スクールバス1台の維持費というのは結構かかると思うのですけれども、1台当たり年間どれぐらいと考えておられますか。

学校再編推進課長

具体的にどことどこの学校を再編するのかということ、要はどこにバスを走らせるのか話し合いをして決めないと、幾らかかるのかとい

う話はなかなか難しいとは思いますが。

ただ、令和3年9月定例会補正予算でも提出したと思うのですが、上条小学校と三郷小学校の一次統合の際には、朝の1便と夕方の2便で1,700万円ぐらいだったと思います。

赤星委員

スクールバスは、そんな簡単ではないですよ。県外ですが、もう既に統合されたところの先生から問題点がいっぱいあるとお聞きしたのでです。

登校時間、下校時間が学年によって違うし、また行事や日によって時間も違ってくる。それを毎回バス会社と調整しなければならない。要するに、先生の負担はものすごく増える。それから、子どもへの負担もものすごく増え、子どもたちは不機嫌になります。自分で登校時間、下校時間を調整できないから、苦手な子とも一緒に乗らなければいけないし、帰りはバスの時間が気になって常に焦っている。それで、先生が放課後に子どもを指導する時間がない。何々ちゃんと何々ちゃんは……

委員長

赤星委員、簡潔にお願いいたします。

赤星委員

はい。

けんかをしたから解決してから帰ろうかというような指導もできなくなると。スクールバスといたしましても、いっぱいリスクがあるそうなのです。

そういうことについては、教育委員会は把握をしておられますか。

学校教育課長 現在、婦中地域、それからその他の地域でスクールバスを運行しておりますけれども、例えば放課後の子どもの指導のためにスクールバスの運行時間が妨げになる、障害になるといった報告を学校から受けているということは特にありません。

それから、令和4年度から上条地区と三郷地区の間で運営されるスクールバスにつきましても、朝については1便、午後については2便ということで、その時間の調整についてもしっかりと地域との打合せをしながら設定しております。子どもたちの放課後の時間、例えば授業が終わってすぐにバスに急ぐなどといったことについては子どもたちの安全確保の妨げになりますので、子どもたちがしっかりとゆとりを持って行動できるような時間を見据えながら時間を設定して運行する予定となっております。

赤星委員 山田地域へ行きましたけれども、山あり谷ありで集落が点々としております。こういうところからどうやって子どもたちを集めてきてスクールバスを運行するのか、子どもは一体何時に起きて、帰りは何時になるのかなど、本当に簡単にはいかないと思います。

細入地域には県境を越えて飛騨市からも子どもたちが来ているそうです。それが再編計画に示されているように大沢野地域へ行くとなると、通学距離が19キロにもなると。そういうことを分かっているのでしょうかと住民の方から言われました。説明会では、ぜひそうした疑問も丁寧に聞いて検証していただきたいと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、委員会資料1ページの牛乳に起因する集団食中毒の対応について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外で何か質問はありませんか。

赤星委員 学校給食について、今回給食費の値上げということですが、今後さらなる物価の値上がり、特に小麦の値上がりがものすごく言われています。ロシアのウクライナへの侵攻なども影響があるということなのですが、今後、輸入小麦を使っているパンや麺類については、国産小麦や米粉に切り替えるなどということが重要ではないかと思うのですが、考えをお聞かせください。

学校保健課長 先日もお答えしておりましたが、食材の発注につきましては、県の学校給食会で決めておられますので、またこちらからそういった意見や希望は伝えたいと思っております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 5時03分 休憩

~~~~~

午後 5時34分 再開

委員長           これより、総務文教委員会財務部及び出納課  
所管分に入ります。  
契約制度の更なる適正化に向けた取組につい  
て、  
富山市市税条例の一部改正（案）について、  
富山市地方活力向上地域における固定資産税  
の課税免除及び不均一課税に関する条例の一  
部改正（案）について、  
以上3件を一括して、順次、当局から報告を  
求めます。

契約課長           〔契約制度の更なる適正化に向けた取組につ  
いて、  
委員会資料により説明〕

納税課長           〔富山市市税条例の一部改正（案）について、  
委員会資料により説明〕

資産税課長       〔富山市地方活力向上地域における固定資産  
税の課税免除及び不均一課税に関する条例の  
一部改正（案）について、  
委員会資料により説明〕

委員長 委員会資料1ページの契約制度の更なる適正化に向けた取組について、質問のある方はいらっしゃいますか。

大島委員 (3) 監視機能の強化のうち、入札監視委員会の審査対象は、議事録を見ますとピックアップしているようなのですが、今後審査対象というのはどういうふうになるのでしょうか。

契約課長 審査対象につきましては、委員会資料にも記載がありますとおり、これまでは建設工事に限定してきたところですが、これをコンサルタント業務や業務委託、物品購入、賃貸借に広げてまいります。  
その上で、抽出作業に当たりましては、先日の久保議員の一般質問に対して答弁いたしましたところですが、国が定めるマニュアルでは、発注者側が案件を指定してはいけない、また一律の基準を定めてはいけないといった定めがございますので、抽出作業については委員に一任ということになります。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、委員会資料2ページの富山市市税条例の一部改正（案）について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ありませんので、委員会資料3ページの富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（案）について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。次に、財務部及び出納課所管分で、ただいまの報告以外で何か質問はありませんか。

赤星委員          先ほどの分科会で、管財課長から未利用地の太陽光発電の可能性調査とおっしゃったのですけれども、私は今後、市が所有する建物につきましても太陽光発電の可能性を探っていたきたいと思うのです。

今いろいろなタイプの太陽光電池が開発されているということで、例えばぐにゃっと曲げたり、どこにでも設置できるタイプのペロブスカイト太陽光電池というものも日本で開発

されて、今度中国で大量に市場化するような話も聞いております。そうしたいろいろな方法がありますので、建物に導入すればかなりの発電ができるのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

管財課長

庁舎管理をしております管財課の立場でお答えさせていただきます。

今ほど委員がおっしゃいました新しい素材といいですか、技術も出てきているということで、今直ちに市の庁舎等でそういったものを導入するという予定まではないのですけれども、今ほど委員に御紹介いただきましたし、エコに関する技術やクリーンエネルギーの技術といったものは、今後も日進月歩で進んでいくものだと思っておりますので、そういったものの情報については、これからもアンテナを立てて集めていきたいと考えております。

大島委員

管財課から法定外公共物の事項が移管されますが、用途廃止や売払い手続というものは、やはり管財課のほうで手続するものではないかと思うのです。事務的には、かえって煩雑にならないのか、お聞かせいただけますでしょうか。

管財課長 今まさに関係部局と事務の引継ぎと申しますか、法定外公共物の事務についての調整を進めているところでして、今の調整の中では法定外公共物に関する事務を一通り別のところに移管させていただくということで進めております。

移管の趣旨としまして、関連する事務は部局、窓口を一本化して扱ったほうが市民サービスといった点でも分かりやすいのではないかと申す趣旨もあるかと考えてお申すして、そのような対応を考えさせていただいております。

大島委員 売買契約というか、売払いの手続などは、管財課の担当ということになるのでしょうか。

管財課長 先ほどの説明が不足してお申すして申し訳ありません。売払いの手続についても、新年度以降は建設部で行っていただくという調整で進めております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会財務部及び出納課所

管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年3月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和4年3月定例会  
総務文教委員会記録署名

分科会長 高 田 真 里

署名委員 織 田 伸 一

署名委員 田 辺 裕 三